

令和 6 年 10 月からの児童手当改正に伴う手続きのご案内

○令和 6 年 10 月からの児童手当改正に伴う手続きの必要性、必要書類等を記載しています。

こんなとき	手続き	必要書類
所得が所得上限限度額以上を超えたため受給していない場合	必要	・認定請求書 ・各種申立書(必要な方のみ)
特例給付(月額 5,000 円)を受給している場合	不要	
高校生年代の児童のみを養育している場合	必要	・認定請求書 ・各種申立書(必要な方のみ)
児童手当を受給中の方で、同居している高校生年代の児童を養育している場合	不要	
児童手当を受給中の方で、別居の高校生年代の児童を養育している場合	必要 ※別居児童を算定児童として登録している場合は不要	・額改定請求書 ・別居監護申立書
児童手当を受給中の方で、0 歳～大学生年代までの子が 3 人以上おり、かつ大学生年代の子がいる場合	必要	・額改定請求書 ・監護相当・生計費の負担についての確認書
児童手当を受給中の方で、中学生までの児童のみを養育している場合	不要	

※公務員の方は職場で手続きを行ってください。

- 高校生年代…中学校修了～18 歳到達後 3 月 31 日
- 大学生年代…18 歳到達後 3 月 31 日翌日～22 歳到達後 3 月 31 日
- 同居・別居…住民票の住所で判断してください。

○提出方法

砥部町子育て支援課まで上記必要書類を持参・郵送により提出

(宛先)〒791-2120
愛媛県伊予郡砥部町宮内 1369 番地 中央公民館 1 階
砥部町子育て支援課 子ども福祉係

令和 7 年 3 月 31 日(月)まで提出を受け付けますが、提出日によっては制度改正後の初回支払い(令和 6 年 12 月予定)に間に合わない場合があります。